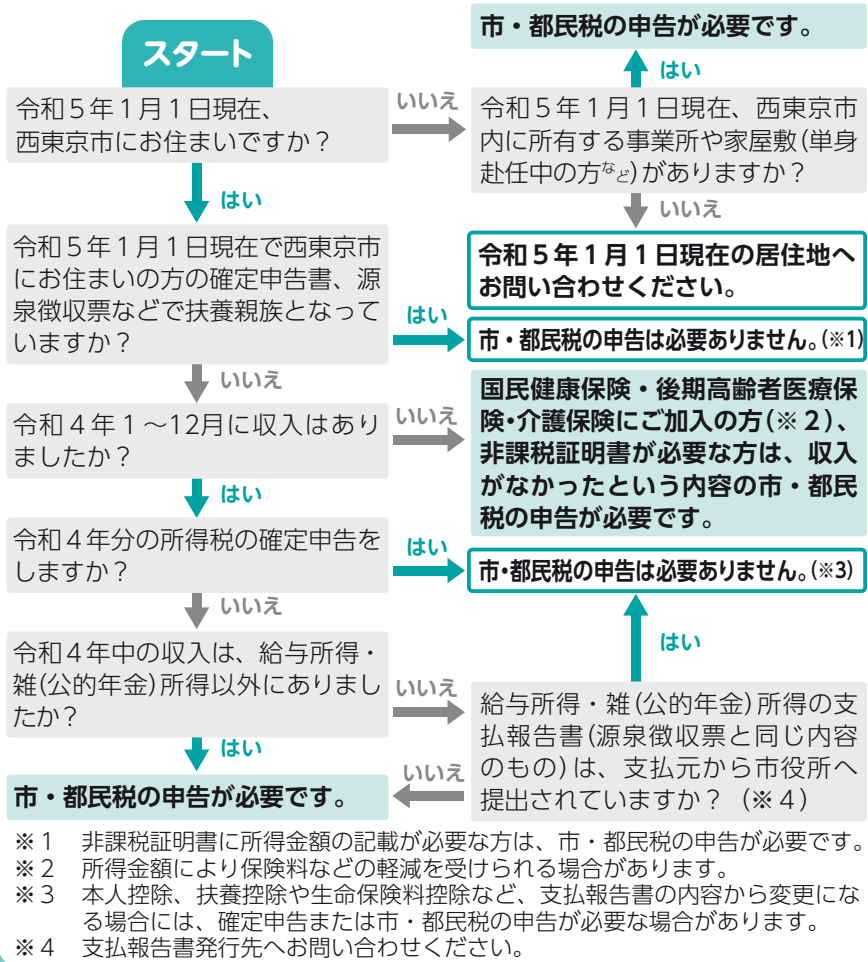


税の申告が始まります **市民税・都民税の申告は市役所へ** **申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)**
▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

市民税・都民税の申告は必要ですか？



上場株式等に係る配当所得等における所得税と異なる課税方式の申告について

上場株式等に係る配当所得等について、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される前までに「市民税・都民税申告書」および「市民税・都民税申告書別表(課税方式選択用)」をご提出いただくことで、所得税と異なる課税方式を選択できます。ただし、税務署に確定申告書を提出する際、第二表「住民税・事業税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○印をつけると、市役所に「市民税・都民税申告書」および「市民税・都民税申告書別表(課税方式選択用)」を提出する必要はありません。この場合も、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される日までに、税務署に確定申告書を提出する必要があります。「別表」についてはお申し出いただくか市HPをご活用ください。なお、税制改正に伴い、令和6年度以降は課税方式の選択ができなくなるため、「別表」は廃止となりますので、あらかじめご了承ください。

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

市では、市庁舎だけではなく、市内に設置した出張窓口(公民館^{※1})で市・都民税の相談・申告を受け付けます。※窓口の開設日時など詳細は市HPまたは1月15日号をご覧ください。

また、所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金(個人年金所得を含む)の申告など簡易な確定申告のみ相談できます。そのほか、複雑な内容は、税務署へ直接ご相談ください。市でご相談できない申告の種類や必要なものは、市HPまたは1月15日号をご覧ください。

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

☐ **介護保険サービス**
令和4年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

☐ **おむつ代**
医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けており、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもありますので、あらかじめお問い合わせください。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2815

控除対象となる社会保険料などについて

申告額は、令和4年1月1日～12月31日に納付した額(過年度分を令和4年中に納付した場合を含む)です。※申告の際に領収書の添付は不要

- 国民健康保険料について
- ▶保険年金課 ☎042-460-9822
- 後期高齢者医療保険料について
- ▶保険年金課 ☎042-460-9823
- 介護保険料について
- ▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

- ☐ **国民年金保険料**
申告には、次のものがが必要です。
①令和4年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書
②令和4年10月1日～12月31日に(①の対象者を除く)保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書
☎ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)
※050で始まる電話からは ☎03-6630-2525へ
●武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

東村山税務署からのお知らせ 詳細は1月15日号をご覧ください。

税務署の申告書作成会場開設は 3月15日(水)まで

- ☐ **受付時間**：午前8時30分～午後4時 ※提出は午後5時^{まで}
- ※平日のみ開設ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告相談および申告書提出の受付を行います。
- 日時指定可能な入場整理券の事前発行(国税庁LINE公式アカウント^{から})
- ※当日券も配付しますが、事前発行を優先とします。
- ※詳細は国税庁HPをご覧ください。
- ※配付状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

☎ 東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811

※税務署には、庁舎外も含め駐車スペースはありません。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が

2月末まで延長になりました



- ☐ **マイナポイントとは**
マイナンバーカードをお持ちの方が、民間のキャッシュレス決済サービスで利用可能なポイントを国が付与する事業です。ポイントはご自分で選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして、お買い物に利用できます。
- ❖ **マイナポイント第2弾の申込が開始されています**
- ☐ **マイナポイントの申込終了時期**
ポイントの申込期限については、2月末までにマイナンバーカードを申請された方が適切にポイント申込などができるよう、今後改めて国から公表される予定です。
- ☐ **マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限**
2月末^{まで} ※令和4年12月末から延長になりました。
- ☐ **マイナポイントの利用**
マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの申込をする必要があります。
- ☐ **マイナポイントの申込**
ご本人やご家族が以下をお持ちの場合、ご自宅で設定を行うことができます。
 - マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書を搭載したもの)
 - スマートフォン(公的個人認証サービス対応のもの。対応機種に限りがある場合あり)またはパソコン・ICカードリーダー
- ☐ **マイナポイントに関するお問い合わせ先**
☎ **マイナンバー総合フリーダイヤル** ☎0120-95-0178 ※音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

- ❖ **マイナンバーカードの申請**
マイナンバーカードは、申請をしてからカードを受け取れるまで約1カ月半かかりますので、お早めにご申請ください。
- ☐ **マイナンバーカードの申請方法**
個人番号カード交付申請書をお持ちの方は、オンラインまたは郵送で申請することができます。個人番号カード交付申請書をお持ちでない方は、郵送または窓口で個人番号カード交付申請書を発行することができます。
- ☐ **出張所窓口で申請をサポートしています(要電話予約)**
※顔写真撮影サービス^{あり}
- ☎ ●柳橋出張所 ☎0422-51-3266
- ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-421-0120
- ☐ **マイナンバーカードの交付に関するお問い合わせ先**
☎ **西東京市マイナンバー専用ダイヤル** ☎042-460-9845
▶市民課 ☎042-460-9820
☎ **保** ☎042-438-4020



(表) (裏)